

# 転出される保護者の方へ

## ●転校の予定を連絡してください

学校へ最後に来る日は、いつですか？  
いつ頃、どこの学校へ行く予定ですか？



連絡をうけてから事務処理をします  
① 給食を止め、給食費の精算をします。  
② 学級集金等の精算をします。  
※就学援助を受けている方は、就学援助費の返金が必要な場合があります。

## ●転出の手続きについて

### 学校(本校)

・在学証明書 ……………A  
・教科用図書給与証明書…B  
・氏名ゴム印 ……………C  
※最後に学校に来られる日に、これらの書類をお渡します。



### いの町役場

・町民課で住民票の転出、または転居手続きをする。  
(吾北総合支所の住民福祉課、本川総合支所の住民福祉課でも手続き可。)



### 転居先の市町村役場

・新しい住所の役場で住民票の手続きをする。  
・その時、教育委員会で転入学する学校の指定をうける。  
(転入通知書を渡される場合もあります。)



### 転出先の新しい学校

・在学証明書 …………… A  
・教科用図書給与証明書… B  
・氏名ゴム印 …………… C  
※A・B・Cの書類を持参して、転入学の手続きをしてください。